

地域文化功労者表彰要項

昭和58年8月10日
文部大臣裁定
一部改正平成13年1月6日
一部改正平成23年5月25日

1 趣旨

全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

2 表彰の時期

毎年11月初旬（文化の日の前後）に行う。

3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の各号の一に該当する個人又は団体とする。

- (1) 多年にわたり芸術文化の向上、普及又は文化財の保存、活用に尽力し、地域文化の振興に顕著な功績のあった個人又は団体
- (2) 永年その業務に精励し又は献身的な努力を払い、地域における芸術文化の振興又は文化財の保護に貢献した個人

4 被表彰者数

個人及び団体あわせて100人（団体）程度とする。

5 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は別に定める候補者推薦要領により都道府県知事部局又は教育委員会が行う。

6 被表彰者の決定

被表彰者の決定は上記3の候補者の中から文部科学大臣が行う。

7 表彰の方法

文部科学大臣表彰状を授与する。